(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　六十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、六十五万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　九十五万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百五万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百二十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百三十万円）

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じた事業主　次のi)からiv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

i)　対象被保険者が四人未満の事業主　十六万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、二十万円）

ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　二十六万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十万円）

iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　四十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、五十万円）

iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、七十万円）

(8)　前号イ(1)(viii)の措置を講じた事業主　次のi)からiv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十二万円）

ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　四十五万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、五十万円）

iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　七十五万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、八十五万円）

iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百五万円）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロ(2)の措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、同号ロ(2)の雇用管理制度（能力評価及び賃金体系に関するものに限る。）の見直し又は導入を実施した事業主　四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(2)　前号ロ(2)の措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、同号ロ(2)の雇用管理制度（能力評価及び賃金体系に関するものを除く。）の見直し若しくは導入又は健康診断を実施するための制度の導入を実施した事業主　二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(vii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円のいずれか低い額

（新設）

(8)　前号イ(1)(viii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(viii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

（新設）

（新設）

（新設）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ(2)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は五十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、五十万円）の百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）に相当する額

（新設）

（新設）